

第 5 編 資 料 編

目次

1 防災関係機関・規程等に関する資料	
1-1 町内の公共施設	1
1-2 只見町防災会議条例	7
1-3 只見町災害対策本部条例	9
1-4 只見町災害対策本部規程	10
1-5 福島県災害救助法施行細則	12
1-6 被害の認定基準	22
2 相互応援に関する資料	
2-1 南会津郡内町村消防相互応援協定書	24
2-2 只見町金山町昭和村消防相互応援協定書	26
2-3 災害時における相互応援に関する協定	27
2-4 災害時における相互応援に関する協定	29
2-5 災害時における相互応援に関する協定	30
3 水防に関する資料	
3-1 重要水防区域	32
3-2 水坊倉庫	33
3-3 主要河川の警戒水位	34
3-4 水位観測所一覧	35
4 避難に関する資料	
4-1 各地区避難所	36
4-2 長期避難所	38
4-3 高齢者対象避難所(福祉避難所)	38
4-4 地震災害時避難場所	39
5 医療救護に関する資料	
5-1 医療機関	40
6 緊急輸送に関する資料	
6-1 ヘリコプター臨時離着陸場	41
6-2 物資受入拠点	41
7 災害危険箇所に関する資料	
7-1 地すべり危険箇所	42
7-2 急傾斜地崩壊危険箇所	43
7-3 急傾斜地の崩壊警戒区域	44
7-4 土石流危険溪流	45
7-5 土石流警戒区域	48
7-6 雪崩危険箇所	51
8 危険物施設数	52
9 ダム放流時の通報並びに住民への周知等に関する協定書	53

10	異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準	54
11	洪水（土砂災害）ハザードマップ	55

1 防災関係機関・規程等に関する資料

1-1 町内の公共施設

1 行政機関

施設名	所在地	管理主体	電話番号 (0241)	FAX番号 (0241)	備考（災害対策上の役割等）
只見町役場	只見町大字只見字雨堤 1039	只見町	82-5210	82-2117	災害対策本部
只見振興センター	〃 大字只見字町下 2591-30	〃	82-2141	82-2142	
朝日振興センター	〃 大字黒谷字館 658	〃	84-2111	84-2112	
明和振興センター	〃 大字小林字上照岡 1300	〃	86-2111	86-2112	
会津森林管理署南会津支署 只見森林事務所	〃 大字只見字新屋敷 1632-1	林野庁	82-2056		
〃 小林森林事務所	〃 大字大倉字広田面 1466	〃	86-2236		
会津地方広域防雪生活圈只見総合センター	〃 大字只見字町下 2592-2	福島県	82-2832		

2 医療施設

施設名	所在地	管理主体	電話番号 (0241)	FAX番号 (0241)	備考（災害対策上の役割等）
国民健康保険朝日診療所	只見町大字長浜字久保田 31	只見町	84-2221(医) 84-2612(歯)	84-2223	

3 文教施設

施設名	所在地	管理主体	電話番号 (0241)	FAX番号 (0241)	備考（災害対策上の役割等）
只見小学校	只見町大字只見字上ノ原 1735-1	只見町	82-2241	82-2284	
朝日小学校	只見町大字黒谷字九日田 230-1	〃	84-2023	84-2025	

施設名	所在地	管理主体	電話番号 (0241)	FAX番号 (0241)	備考（災害対策上の役割等）
明和小学校	〃 大字小林字上照岡 1336	只見町	86-2216	86-2224	
只見中学校	〃 大字黒谷字上野 300	〃	84-2022	84-2050	朝日中学校と明和中学校は統合
只見町学校給食センター	〃 大字黒谷字上野 323	〃	84-7180	84-7181	
只見高等学校	〃 大字只見字根岸 2358	福島県	82-2148	82-2554	
奥会津学習センター	〃 大字只見字町下 2590-5	只見町	82-3777	82-3777	

4 社会福祉施設

施設名	所在地	管理主体	電話番号 (0241)	FAX番号 (0241)	備考（災害対策上の役割等）
只見保育所	只見町大字只見字雨堤 2065	只見町	82-2219	82-2226	
朝日保育所	〃 大字黒谷字上野 260	〃	84-2038	84-2069	
明和保育所	〃 大字小林字七十苧 600	〃	86-2249	86-2274	

5 社会教育施設

施設名	所在地	管理主体	電話番号 (0241)	FAX番号 (0241)	備考（災害対策上の役割等）
只見振興センター	只見町大字只見字宮前 1390	只見町	82-2141	82-2142	
朝日振興センター	〃 大字黒谷字館 658	〃	84-2111	84-2112	
明和振興センター	〃 大字小林字上照岡 1300	〃	86-2111	86-2112	

6 保安施設

施設名	所在地	管理主体	電話番号 (0241)	FAX番号 (0241)	備考 (災害対策上の役割等)
南会津地方広域市町村圏組合 消防署 只見出張所	只見町大字長浜字居廻 320	南会津地方広域市町村圏組合	84-2700	84-2239	
福島県南会津警察署只見駐在所	只見町大字只見字沖 1413-1	南会津警察署	82-2249		
〃 朝日駐在所	〃 大字黒谷字御蔵前 1088	〃	84-2021		
〃 明和駐在所	〃 大字小林字上照岡 1224	〃	86-2204		

7 通信施設

施設名	所在地	管理主体	電話番号 (0241)	FAX番号 (0241)	備考 (災害対策上の役割等)
只見郵便局	只見町大字只見字宮前 1334-1	日本郵便株式会社	82-2260	82-2292	
朝日郵便局	〃 大字黒谷字御蔵前 1095-1	〃	84-2020		
明和郵便局	〃 大字小林字上照岡 810-1	〃	86-2210		
塩沢簡易郵便局	〃 大字塩沢字上田 1324-4	〃	82-2240		
布沢簡易郵便局	〃 大字布沢字仲平 847	〃	86-2668		
広報無線基地局	〃 大字只見字雨堤 1039	只見町	82-5100	82-2104	

8 保養センター

施設名	所在地	管理主体	電話番号 (0241)	FAX番号 (0241)	備考 (災害対策上の役割等)
只見保養センター	只見町大字只見字新屋敷下 2508-8	只見町	82-2393	72-8366	

9 商業施設

施設名	所在地	管理主体	電話番号 (0241)	FAX番号 (0241)	備考 (災害対策上の役割等)
只見町商工会	只見町大字只見字宮前 1308	只見町商工会	82-2380	82-2185	

10 娯楽施設

施設名	所在地	管理主体	電話番号 (0241)	FAX番号 (0241)	備考 (災害対策上の役割等)
只見町青少年旅行村いこいの森	只見町大字只見字向山 2832	只見町	82-2432	82-2851	
深沢温泉 むら湯	〃 大字長浜字上平 55	〃	84-7707	84-7708	

11 体験施設

施設名	所在地	管理主体	電話番号 (0241)	FAX番号 (0241)	備考 (災害対策上の役割等)
森林の分校・ふざわ	〃 大字布沢字大久保 544	只見町	71-9511		
只見町スキー場	〃 大字只見字田ノ口 24	〃	82-2304		

12 交通施設

施設名	所在地	管理主体	電話番号 (0241)	FAX番号 (0241)	備考 (災害対策上の役割等)
J R 只見駅	只見町大字只見字上ノ原 1827	J R 東日本	82-2253	82-2253	

13 農業管理施設

施設名	所在地	管理主体	電話番号 (0241)	FAX番号 (0241)	備考 (災害対策上の役割等)
会津みなみ農業協同組合只見支店	只見町大字黒谷字町 180-1	会津みなみ農業協同組合	84-2211	84-2217	
会津みなみ農業協同組合 明和ほほえみサロン	〃 大字小林字下照岡 551-2	〃	〃		
只見町森林組合	〃 大字只見字町下 2591-30	只見町森林組合	82-3120		

14 水産業施設

施設名	所在地	管理主体	電話番号 (0241)	FAX番号 (0241)	備考 (災害対策上の役割等)
只見町町下養魚場	只見町大字只見字町下 2592-3	只見町	82-3763		

15 電力施設

施設名	所在地	管理主体	電話番号 (0241)	FAX番号 (0241)	備考 (災害対策上の役割等)
電源開発株式会社田子倉電力所	只見町大字只見字新屋敷 1604	電源開発(株)	82-2251	82-2257	

16 交流促進センター

施設名	所在地	管理主体	電話番号 (0241)	FAX番号 (0241)	備考 (災害対策上の役割等)
季の郷・湯ら里	只見町大字長浜字上平 50	只見町	84-2888	84-2275	

17 介護老人保健施設

施設名	所在地	管理主体	電話番号 (0241)	FAX番号 (0241)	備考 (災害対策上の役割等)
こぶし苑	只見町大字長浜字唱平 31	只見町	84-2101	84-2769	

18 保健福祉センター

施設名	所在地	管理主体	電話番号 (0241)	FAX番号 (0241)	備考 (災害対策上の役割等)
あさひヶ丘	只見町大字長浜 31	只見町	84-7005	84-7008	

19 只見町訪問介護ステーション

施設名	所在地	管理主体	電話番号 (0241)	FAX番号 (0241)	備考 (災害対策上の役割等)
訪問介護ステーション	只見町大字長浜字唱平 60	只見町	84-2130	84-2224	

20 特養老人ホーム

施設名	所在地	管理主体	電話番号 (0241)	FAX番号 (0241)	備考 (災害対策上の役割等)
只見ホーム	只見町大字長浜字久保田 1	社会福祉法人 南会津会	84-7550	84-7551	

21 文化観光施設

施設名	所在地	管理主体	電話番号 (0241)	FAX番号 (0241)	備考（災害対策上の役割等）
河井継之助記念館・山塩記念館	只見町大字塩沢字上ノ台 850-5	只見町	82-2870		
会津只見考古館	〃 大字大倉字窪田 33	〃	86-2175		
電源開発只見展示館	〃 大字只見字赤沢下 2476-1	電源開発(株)	82-3150		
Jパワー展示館	〃 大字只見字後山 2476-230	電源開発(株)	82-3150		
歳時記会館	〃 大字只見字後山 2476-96	只見町	82-2221	82-2221	
只見そば道場	〃 大字只見字向山 24	〃	82-3512		
ただみ・ブナと川のミュージアム	〃 大字只見字町下 2590	〃	72-8355		
ただみ川のものしり館	〃 大字只見字町下 2590	〃	83-1733	83-8356	

1 - 2 只見町防災会議条例

昭和37年10月12日条例第31号
改正
昭和38年10月10日条例第23号
平成12年3月31日条例第25号
平成13年3月15日条例第17号
平成24年9月28日条例第22号

只見町防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、只見町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 只見町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて只見町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 福島県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 福島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長が、その課内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、15人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福島県の職員、只見町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者うちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和38年10月10日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第25号抄)

(施行期日等)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成13年3月15日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

1 - 3 只見町災害対策本部条例

昭和37年10月12日条例第32号
改正
平成13年3月15日条例第18号
平成24年9月28日条例第23号

只見町災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、只見町災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部をおくことができる。

2 部に属するべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑側)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年3月15日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 只見町災害対策本部規程

平成13年3月21日訓令第2号
改正
平成15年9月26日訓令第16号
平成19年3月30日訓令第5号

(目的)

第1条 この規程は、只見町災害対策本部条例（昭和37年只見町条例第32号）第4条の規定に基づき同条例に定めるもののほか、只見町災害対策本部（以下「本部」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(災害対策副本部長、同本部員及びその他の職員)

第2条 災害対策副本部長は、只見町副町長、只見町教育委員会教育長をもって充てる。

2 災害対策本部員は、次の各号を掲げる者をもって充てる。

(1) 総合政策課長・総務課長・町民生活課長・保健福祉課長・農林振興課長・観光商工課長・環境整備課長・只見振興センター長・朝日振興センター長・明和振興センター長・診療所事務長・会計管理者・教育次長・議会事務局長

(2) 只見町消防団長

3 町長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、随時適当と認める者を災害対策本部員として任命することができる。

4 本部のその他の職員は、別表第2に定める者（災害対策副本部長、同副本部長、同本部員を除く。）をもって充てる。

(本部の組織及び事務分掌)

第3条 本部に、別表第1に定める部及び班を置く。

2 部長、班長及び班員は、別表第1に定める者をもって充てる。

3 部及び班の事務分掌は、別表第2に定めるとおりとする。

(現地災害対策本部の設置)

第4条 災害対策副本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模、その他の状況により災害応急対策を推進するため、特にその必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置くことができる。

2 現地本部の長は、現地災害対策副本部長として災害対策本部員のうちから災害対策副本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地災害対策副本部長は、災害対策副本部長の命を受け現地本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(災害対策現地本部の組織及び事務分掌)

第5条 現地本部の組織及び事務分掌は、災害対策副本部長が地域の実情に応じて定める。

(緊急災害警備体制)

第6条 緊急災害に対応するため、緊急災害警備体制を編成する。

2 警備体制下の活動要領については、別表第3「緊急災害警備体制一般基準」によるものとし、職員の配備及び編成については、災害対策副本部長が別に定める。

(雑側)

第7条 前各条に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項はその都度災害対策本部長が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年9月26日訓令第16号)

この規程は、平成15年10月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第5号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別表〔略〕

1-5 福島県災害救助法施行細則

昭和 35 年 6 月 21 日

福島県規則第 49 号

福島県災害救助法施行細則をここに公布する。

(被害調査)

第 1 条 知事は、災害に際し、市町村における災害が、災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号)第 1 条第 1 項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村の長に対し、直ちに被害状況を、被害状況調(第 1 号様式)により、求めるものとする。

(平 12 規則 68・全改)

第 2 条 削除

(法適用地域の告示)

第 3 条 知事は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。)による救助を行なうときは、すみやかにその旨及び適用地域を告示するものとする。

(昭 37 規則 103・一部改正)

第 4 条 削除

(平 12 規則 68)

(救助の程度、方法及び期間)

第 5 条 災害救助法施行令第九条の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第一に定めるところによる。

(昭 37 規則 103・昭 54 規則 53・平 12 規則 68・一部改正)

(物資の保管命令等令書)

第 6 条 災害救助法施行規則(昭和 22 年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号。以下「規則」という。)第 1 条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 公用令書(第 2 号様式の 1～第 2 号様式の 4)

(2) 公用変更令書(第 3 号様式)

(3) 公用取消令書(第 4 号様式)

2 前項第 1 号の公用令書を交付したときは、強制物件台帳(第 5 号様式)に所定の事項を登録するものとする。

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは強制物件台帳にその理由その他必要な事項を記録するものとする。

第 7 条 前条第 1 項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添附してある受領書に受領年月日を記入し、署名及び押印して、直ちにこれを知事に返付しなければならない。

(収用物資の占有者の立会い)

第 8 条 規則第 2 条第 2 項の当該職員は、収用又は使用すべき物資の引渡を受けた場合において同条第 3 項の規定により受領調書(第 6 号様式)を作成するときは、その物資の所有者又は権原に基づいてその物資を占有する者(以下「占有者」という。)を立ち合わせるものとする。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(平 18 規則 65・平 19 規則 47・一部改正)

(損失補償)

第 9 条 規則第 3 条の規定による損失補償請求書は、第 7 号様式による。

2 損失補償請求書の提出があつたとき又はこれに基づき損失補償を行なつたときは、所定の事項を強制物件台帳に記録するものとする。

(救助業務従事命令書)

第 10 条 規則第四条の公用令書及び公用取消令書は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 公用令書(第 8 号様式)

(2) 公用取消令書(第 9 号様式)

2 前項第 1 号の公用令書を交付したときは、救助従事者台帳(第 10 号様式)に所定の事項を登録するものとする。

3 第 1 項第 2 号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録し、前項の登録にかかる事項を朱線でまっ消するものとする。

第 11 条 第 7 条の規定は、前条第 1 項の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者について、これを準用する。

(救助業務従事不能の届出)

第 12 条 規則第 4 条第 2 項の規定による届出は、次の各号に掲げる書類を添附して行なわなければならない。

(1) 負傷又は疾病により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書

(2) 天災その他さけられない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な職員の証明書

(平 19 規則 47・一部改正)

(実費弁償)

第 13 条 法第 24 条第 5 項の規定による実費弁償の額の限度は、別表第 2 に定めるところによる。

(昭 54 規則 53・平 20 規則 93・一部改正)

第 14 条 規則第 5 条の実費弁償請求書は、第 11 号様式による。

(立入検査証票)

第 15 条 法第 27 条第 4 項の証票は、第 12 号様式による。

(扶助金の申請)

第 16 条 規則第 6 条の扶助金支給申請書は、第 13 号様式による。

2 扶助金を申請しようとする者は、前項の扶助金支給申請書に休業扶助金の支給を申請しようとする場合にあつては負傷し、又は疾病にかかつたため従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがないこと等特に休業扶助金の給付を必要とする理由を詳細に記載した書類、打切扶助金の支給を申請しようとする場合にあつては療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書を添付しなければならない。

3 法第 25 条の規定により協力命令を受けて、救助に関する業務に協力した者又はその遺族が、規則第 6 条の規定により扶助金支給申請書を提出しようとするときは、同条及び前項に定める

もののほか、救助業務に協力したことを証する市町村長の証明書を添附しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 災害救助法施行細則(昭和 23 年福島県規則第 6 号)は、廃止する。

別表第 1 (第 5 条関係)

(昭 40 規則 74・全改、昭 42 規則 47・昭 42 規則 92・昭 43 規則 97・昭 44 規則 88・昭 45 規則 91・昭 46 規則 60・昭 47 規則 66・昭 48 規則 66・昭 48 規則 88・昭 49 規則 52・昭 49 規則 83・昭 50 規則 72・昭 53 規則 5・昭 53 規則 47・一部改正、昭 54 規則 53・旧別表(1)・一部改正、昭 55 規則 40・昭 56 規則 48・昭 57 規則 49・昭 58 規則 53・昭 58 規則 52・昭 60 規則 58・昭 61 規則 70・昭 62 規則 56・昭 63 規則 48・平元規則 75・平 2 規則 47・平 3 規則 52・平 4 規則 70・平 5 規則 62・平 6 規則 95・平 7 規則 62・平 11 規則 47・平 12 規則 68・平 12 規則 171・平 12 規則 188・平 14 規則 12・平 14 規則 100・平 15 規則 68・平 16 規則 54・平 18 規則 65・平 18 規則 81・平 19 規則 47・平 19 規則 63・平 20 規則 72・平 22 規則 9・平 22 規則 60・平 24 規則 44・一部改正)

救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、救助の種類ごとに、次に定める基準によるものとする。この場合において、その基準により難い特別の事情があるときは、その都度厚生労働大臣に協議して、特別基準を設定することがあるものとする。

一 収容施設の供与

1 避難所

- (一) 避難所には、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。
- (二) 避難所には、学校、公民館等の既存の建物を充てることを原則とするが、これら適当な建物が得難い場合には、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営するものとする。
- (三) 避難所の設置のために支出する費用は、次に掲げるものとし、その額は、1人1日当たり300円(災害の発生が冬季(10月から翌年3月まで)であるときは、別に定める額を加算した額)以内の額とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な避難所を設置した地域における通常の実費を加算することができる。
 - (1) 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費
 - (2) 消耗器材費
 - (3) 建物の使用謝金
 - (4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
 - (5) 光熱水費
 - (6) 仮設便所等の設置費
- (四) 避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 応急仮設住宅

- (一) 応急仮設住宅には、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容するものとする。
- (二) 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のために支出する費用は2,401,000円以内とする。
- (三) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。この場合において、1施設当たりの規模及びその設置のために支出する費用は、(二)にかかわらず別に定めるところによる。
- (四) 高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要するものを複数収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置することができる。
- (五) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを行い、当該居室に収容することができる。
- (六) 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。
- (七) 応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項の規定による期間内とする。

二 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊出しその他による食品の給与

- (一) 炊出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受けたために炊事のできない者及びこれらの被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者(以下「被災者」という。)に対して行うものとする。
- (二) 炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることができる現物によるものとする。
- (三) 炊出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、1人1日当たり1,010円以内とする。
- (四) 炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。
- (五) 被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、(四)の期間内に3日分以内を現物により支給するものとする。

2 飲料水の供給

- (一) 飲料水の供給は、災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。
- (二) 飲料水の供給を実施するために支給する費用は、水の購実入費並びに給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。
- (三) 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)若しくは船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (一) 被服、寝具及び身の回り品
- (二) 日用品
- (三) 炊事用具及び食器
- (四) 光熱材料

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のために支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定するものとする。

(一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	1世帯当たり6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季 (4月から9月まで)	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	7,300円
冬季 (10月から翌年3月まで)	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	10,400円

(二) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	1世帯当たり6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季 (4月から9月まで)	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円
冬季 (10月から翌年3月まで)	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	3,300円

4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するように行うものとする。

四 医療及び助産

1 医療

- (一) 医療は、災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に処置を行うものとする。
- (二) 医療は、救護班によつて行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において、医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことがあるものとする。
- (三) 医療は、次の範囲内において行うものとする。
 - (1) 診察
 - (2) 薬剤又は治療材料の支給
 - (3) 処置、手術その他の治療及び施術
 - (4) 病院又は診療所への収容
 - (5) 看護
- (四) 医療のために支出する費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。
- (五) 医療を実施する期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

2 助産

- (一) 助産は、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であつて、災害のために助産の途を失ったものに対して行うものとする。
- (二) 助産は、次の範囲内において行うものとする。
 - (1) 分べんの介助
 - (2) 分べん前及び分べん後の処置
 - (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- (三) 助産のために支出する費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の 2 割引以内の額とする。
- (四) 助産を実施する期間は、分べんした日から 7 日以内とする。

五 災害にかかった者の救出

- 1 災害にかかった者の救出は、災害のために現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索又は救出のために行うものとする。
- 2 災害にかかった者の救出のために支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- 3 災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。

六 災害にかかった住宅の応急修理

- 1 住宅の応急修理は、災害のために住家が半壊し、又は半焼した者であつて、自らの資力では

応急修理をすることができないもの又は大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であるものに対して行うものとする。

- 2 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最少限度の部分に対し現物をもって行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり520,000円以内とする。
- 3 住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了するように行うものとする。

七 生業に必要な資金の貸与

- 1 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。
- 2 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業を回復する見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。
- 3 生業に必要な資金として貸与する金額は、次の額の範囲内とする。
 - (一) 生業費 1件当たり 30,000円
 - (二) 就職支度費 1件当たり 15,000円
- 4 生業に必要な資金の貸与には次の条件を付すものとする。
 - (一) 貸与期間 2年以内
 - (二) 利子 無利子
- 5 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了するように行うものとする。

八 学用品の給与

- 1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校又は特別支援学校の小学部の児童(以下「小学校等児童」という。)、中学校又は中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の中学部の生徒(以下「中学校等生徒」という。)及び高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部その他これらに相当するものとして知事が認めるもの(以下「高等学校等」という。)の生徒(以下「高等学校等生徒」という。)に対して行うものとする。
- 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
 - (一) 教科書
 - (二) 文房具
 - (三) 通学用品
- 3 学用品の給与のために支出する費用は、次の額の範囲内とする。
 - (一) 教科書代

小学校等児童及び中学校等生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第百32号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

高等学校等生徒 教科書及び教科書以外の教材で、知事が高等学校等の授業で使用すると認めたものを給与するための実費

(二) 文房具及び通学用品費

小学校等児童 1人当たり 4,100円

中学校等生徒 1人当たり 4,400円

高等学校等生徒 1人当たり 4,800円

- 4 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了するように行うものとする。

九 埋葬

- 1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。
- 2 埋葬は、原則として、棺又は棺材をもって、次の範囲内において、行うものとする。
 - (一) 棺(附属品を含む。)
 - (二) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
 - (三) 骨つぼ及び骨箱
- 3 埋葬のために支出する費用は、1体当たり大人201,000円以内、小人160,800円以内とする。
- 4 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するように行うものとする。

十 死体の搜索

- 1 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
- 2 死体の搜索のために支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- 3 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了するように行うものとする。

十一 死体の処理

- 1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。
- 2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。
 - (一) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (二) 死体の一時保存
 - (三) 検案
- 3 検案は、原則として救護班によつて行うものとする。
- 4 死体の処理のために支出する費用は、次に掲げるところによる。
 - (一) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,300円以内とする。
 - (二) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,000円以内とする。また、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算することができる。
 - (三) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の通常の実費の額以内とする。
- 5 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するように行うものとする。

十二 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

- 1 障害物の除去は、災害によつて居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれたため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
- 2 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり133,900円以内とする。
- 3 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するように行うものとする。

十三 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- 1 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲は、次に掲げる措置に要する費用とする。
 - (一) 被災者の避難
 - (二) 医療及び助産
 - (三) 災害にかかった者の救出
 - (四) 飲料水の供給
 - (五) 死体の搜索
 - (六) 死体の処理
 - (七) 救済用物資の整理配分
- 2 応急救助のために支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- 3 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用をする期間は、知事が当該救助の実施を必要と認める期間以内とする。

別表第2(第13条関係)

(昭40規則74・全改、昭43規則97・昭44規則88・昭45規則91・昭46規則60・昭47規則66・昭48規則66・昭49規則52・昭50規則72・昭53規則5・昭53規則47・一部改正、昭54規則53・旧別表(1)・一部改正、昭55規則40・昭56規則48・昭57規則49・昭59規則52・昭60規則58・昭61規則70・昭62規則56・昭63規則48・平1規則75・平2規則47・平3規則52・平4規則70・平5規則62・平6規則95・平7規則62・平11規則47・平12規則68・平12規則171・平14規則12・平15規則68・平16規則54・平19規則63・平20規則93・平22規則9・平22規則18・平22規則60・平24規則44・一部改正)

実費弁償の額の限度

一 災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者

1 日当

- (一) 医師及び歯科医師 1人1日当たり 23,100円以内
- (二) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 16,700円以内

- (三) 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 17,900円以内
- (四) 救急救命士 1人1日当たり 14,700円以内
- (五) 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 16,800円以内
- (六) 大工 1人1日当たり 15,700円以内
- (七) 左官 1人1日当たり 14,900円以内
- (八) とび職 1人1日当たり 14,900円以内

2 超過勤務手当

1の(一)から(八)までに掲げる者のそれぞれの日当額の21日分を給料月額と、その者の1週間の勤務時間を38時間45分とみなして職員の給与に関する条例(昭和26年福島県条例第9号)第16条の規定により算出した勤務1時間当たりの給与額に基づき、同条例第13条の規定により算出した超過勤務手当の額に相当する額

3 旅費

福島県旅費条例(昭和28年福島県条例第24号)の知事等以外の職務にある者が同条例の規定により支給を受ける旅費額に相当する額

二 災害救助法施行令第10条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料としてその100分の3に相当する額を加算した額

様式 [略]

1-6 被害の認定基準

被害区分		認 定 基 準
人 の 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のある者。 (重傷) 1ヶ月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1ヶ月未満で治療できる見込みの者。
住 家 の 被 害	住 家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。主屋より述べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の附属建物とみなす。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯として取り扱う。)
	全 壊	住家がその居住のための基本的性能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、滅失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。

	床下浸水	床上浸水にいたらない程度の浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建築物をいう。ただし、神社、仏閣等の施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(注)

- (1) 住家被害個数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状態に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

2 相互応援に関する資料

2-1 南会津郡内町村消防相互応援協定書

(協定の根拠)

第1条 消防組織法第21条の規定に基づく南会津郡内町村（以下「協定関係町村」という。）の消防相互応援協定は、本協定の定めるところによる。

(協定の目的)

第2条 本協定は、火災又は非常時に際して、協定関係町村の消防力を活用して、災害地における人的及び物資的被害を最小限度に防圧し治安維持の完全を期することを目的とする。

(防災防御の応援)

第3条 水、火災、その他非常事態発生等（以下「水、火災等」という。）の防御のための応援は、次の方法により相互に応援隊を派遣することによって行うものとする。

(1) 応援の要請があったとき。

(2) 消防機関が何等かの方法により、水、火災等の発生を確知し防御応援の必要ありと認めたとき。

2 応援隊の編成は、受援側の要請及びその他の状況に応じて、応援側の町村長又は、消防団長の判断による。

(応援隊の指揮)

第4条 応援隊は、現地にある受援地の最高指揮者の指揮に伴うものとする。

2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。

(報告)

第5条 応援隊の長は、現場到着及び引揚げ時並びに消防行動の状況を受援地の最高指揮者に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 応援に要した費用は、次の方法によりそれぞれ負担するものとする。

(1) 応援に際し、発生した事故等により隊員の身体、機械器具又は第三者に与えた身体、建物、施設等の補償については応援側の負担とする。ただし受援側の指揮下において発生した第三者に与えた損害補償については、受援側の負担とする。

(2) 応援隊の出動に対する手当及び被服並びに機械器具等の損料は、応援側の負担とする。

(3) 応援隊に対する食糧、機械燃料等出動後の補給分については、受援側の負担とする。

(協議)

第7条 本協定に規定した以外の事項については、その都度協定関係町村が協議の上決定する。

(協定成立の日)

第8条 本協定成立の日は、昭和40年4月1日とする。

(協定書)

第9条 協定書は、正本7通を作成し協定関係町村が各1通ずつを保管する。

記名押印 〔略〕

2-2 只見町金山町昭和村消防相互応援協定書

(協定の根拠)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第2項の規定に基づく南会津郡只見町、大沼郡金山町及び大沼郡昭和村(以下「協定町村」という。)の消防相互応援は、本協定の定めるところによる。

(協定の目的)

第2条 本協定は火災時または非常時に際して協定町村の消防力を活用して、災害地における人的及び物的被害を最小限度に防圧し、治安維持の完全を期することを目的とする。

(災害防ぎよの応援)

第3条 水、火災、救急活動その他非常事態発生等(以下「水・火災等」という。)の防ぎよのための応援は、次の方法により相互に応援隊を派遣することによって行うものとする。

(1) 応援の要請があったとき。

(2) 消防機関が何等かの方法により、水・火災等の発生を確知し、防ぎよ応援の必要ありと認めるとき。

2 応援隊の編成は、受援側の要請及びその他の状況に応じて、応援側の町村長又は消防団長の判断による。

(応援隊の指揮)

第4条 応援隊は、現地にある受援地の最高指揮者の指揮に従うものとする。

2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。

(報告)

第5条 応援隊の長は、現場到着及び引揚時ならびに消防行動の状況を受援地の最高指揮者に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 応援に要した費用は、次の方法によりそれぞれ負担するものとする。

(1) 応援に際し発生した事故等により隊員の身体、機械器具又は第三者に与えた身体、建物、施設等の補償については、応援側の負担とする。

ただし、受援側の指揮下において発生した第三者に与えた損害補償については、受援側の負担とする。

(2) 応援隊の出動に対する手当及び被服並びに機械器具等の損料は、応援側の負担とする。

(3) 応援隊に対する食糧、機械燃料等の出動後の補給分については、受援側の負担とする。

(協議)

第7条 本協定に規定した以外の事項については、その都度協定町村が協議のうえ決定する。

(協定成立の日)

第8条 本協定成立の日は、平成12年5月26日とする。

(協定書)

第9条 協定書は、正本3通を作成し、協定町村が各1通ずつを保管する。

平成12年5月26日

南会津郡只見町長 小沼 昇 ㊟
大沼郡金山町長 斎藤 勇一 ㊟
大沼郡昭和村長 小林 悦郎 ㊟

2-3 災害時における相互応援に関する協定

柏市を甲とし、只見町を乙とし、甲乙間において、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、甲又は乙において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号の災害（以下「災害」という。）が発生し、かつ、当該災害が発生した甲又は乙のみでは十分な救護等の応急措置ができない場合における甲及び乙間相互の法第67条第1項の規定による応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するため、必要な事項について定める。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (3) 医療救護班の派遣、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な機械、器具及び資材の提供
- (4) 救援及び復旧活動に必要な車両等の提供
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 前各号に定めるもののほか、災害に際し特に必要と認めて要請した事項

(応援要請の手続)

第3条 甲及び乙は、応援を要請しようとするときは次の事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 応援を要請する内容及びその人員
- (3) 応援を要する期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援を要する機械、器具及び資材の品名・数量
- (6) 応援を要する食料、飲料水及び生活必需物資の品名・数量
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援に関して必要な事項

(応援に要した費用の負担)

第4条 応援に要した費用は、原則として当該応援を要請した市町の負担とする。

(連絡責任者)

第5条 応援要請の円滑な実施を期するため、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を置くものとする。

2 甲及び乙が前項の規定によりそれぞれ置く連絡責任者は、それぞれの防災事務所管課長をもって充てるものとする。

(資料の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(報告)

第7条 甲及び乙は、応援を行ったときは、その結果を速やかに相手方に報告するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項並びにこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成17年7月23日から適用する。

この協定の成立を証するため、甲及び乙は、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年7月23日

甲 柏市柏五丁目10番1号
柏市
柏市長 本田 晃

乙 南会津郡只見町大字只見字雨堤1039
只見町
只見町長 小沼 昇

2-4 災害時における相互応援に関する協定

福島県西白河郡（矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村）

福島県南会津郡（下郷町、檜枝岐村、南会津町）

災害時における相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 西白河郡（西郷村、泉崎村、中島村及び矢吹町）並びに南会津郡（下郷町、檜枝岐村、只見町及び南会津町）は、いずれかの町村において地震、風水害等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した町村独自では十分に被災者の救済等の応急措置が実施できない場合に、被災した町村の要請に応え応援することにより、被災した町村の災害対応を円滑かつ迅速に遂行するため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 両郡の町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡する。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救援用物資の提供及びあっせん
- (2) 車両等の貸与並びに応急対策用資材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を要請する町村は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げるものうち必要な品名、数量等
- (3) 応援場所及び当該場所への経路
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として応援を受けた側が負担するものとし、これにより難いときは、相互の町村が協議して定めるものとする。

(資料及び情報の交換)

第6条 両郡の町村は、この協定による応援が円滑に行われるよう必要に応じ、防災に関する情報及び資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その郡両郡の町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、署名の上、各1通を保存する。

平成26年1月30日

福島県西白河郡 西郷村長 佐藤正博	福島県南会津郡 下郷町長 星 學
福島県西白河郡 泉崎村長 久保木正次	福島県南会津郡 檜枝岐村長 星 光祥
福島県西白河郡 中島村長 加藤幸一	福島県南会津郡 只見町長 目 美 志 久
福島県西白河郡 矢吹町長 野崎吉郎	福島県南会津郡 南会津町長 大宅宗志

2-5 災害時における相互応援に関する協定

福島県只見町と新潟県三条市との災害時における相互応援に関する協定書

福島県只見町（以下「甲」という。）と新潟県三条市（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生した場合において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 避難が必要な被災者の受入れ
- (6) 市役所又は町役場の機能確保のために必要な施設・設備の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の窓口）

第3条 甲又は乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第4条 甲又は乙は、応援を要請しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第5条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い応援を実施するよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

（応急物資等の輸送）

第6条 応急物資、応援職員等の輸送については、原則として応援要請を受けた側が行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費(輸送費を含む。)は、原則として応援要請をした側が負担するものとし、これにより難いときは、甲乙協議して定めるものとする。

(損害補償等)

第8条 応援業務に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として応援要請を受けた側が行うものとする。

2 応援業務に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請をした側が、応援要請への往復途中において生じたものについては応援要請を受けた側が、その賠償の責めを負うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成26年1月30日

甲 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤 1039 番地
只見町
只見町長 目黒吉久

乙 新潟県三条市旭町二丁目3番1号
三条市
三条市長 國定勇人

3 水防に関する資料

3-1 重要水防区域

<南会津建設事務所>				重要水防区域											予想される危険概要	関連計画等	対策水防工法	氾濫面積 (ha)	摘要					
番号	水系名	河川	担当事務所	相当水防管理団体名	水防(消防)分団名	左岸右岸の別	位置			評定基準種別	堤防		工作物						要注意区間					
							市町村	大字	字		A (m)	B (m)	A (箇所)	B (箇所)					新堤・破堤跡・設定年度	延長	工事施工中	陸間等危険箇所		
4	阿賀野川	蒲生川	山口土木	只見町	第2分団	両岸	只見町	蒲生	久保	堤防高	800								溢水	河川改良	土のう積	45	人家 18 田畑 20	
5	阿賀野川	黒谷川	山口土木	只見町	第4分団	右岸	只見町	黒谷	川代田	堤防高									溢水	災害復旧助成	土のう積		人家 23	
						左岸			白沢			2,380												
6	阿賀野川	布沢川	山口土木	只見町	第5分団	左岸	只見町	布沢	夕沢	堤防高		150							溢水		土のう積	8	人家 13 田畑 4	
7	阿賀野川	伊南川	山口土木	只見町	第5分団 第6分団	両岸	只見町	小林 二軒在家	七十 九々生	堤防高	700								溢水	広域基幹	土のう積	23	人家 20 田畑 8	
8	阿賀野川	田ノ口沢川	山口土木	只見町	第1分団	両岸	只見町	只見	田ノ口	堤防高	600								溢水		土のう積	4	人家 3 田畑 1	
17	阿賀野川	野々沢川	山口土木	只見町	第5分団	両岸	只見町	小林	上川原	洗掘	150	250							溢水		木流し	20	人家 20 田畑 15	
19	阿賀野川	只見川	山口土木	只見町	第2分団	左岸	只見町	蒲生	八木沢	堤防高	380								溢水	災害対策等 推進費	土のう積	4	人家 14 田畑 3	
20	阿賀野川	叶津川	山口土木	只見町	第2分団	左岸	只見町	蒲生	八木沢	堤防高	520								溢水	災害復旧 関連	土のう積	3	人家 12 田畑 1	
		8	箇所	8	河川						(6) 3,150	(3) 2,780											121	

3-2 水防倉庫

所在地	名 称	内 容	管 理 者
只 見	只見第1水防倉庫	麻袋1,000、縄100、角杭50、土嚢袋2,000、スコップ50	只見町長
上福井	只見第2水防倉庫	麻袋500、縄50、角杭200、	只見町長
大 倉	只見第3水防倉庫	麻袋750、縄50、角杭50	只見町長
蒲 生	蒲生消防車車庫	麻袋300、縄50、角杭50	第2分団長
黒 谷	黒谷消防車車庫	麻袋350、縄50、角杭50	第4分団長
布 沢	布沢消防車車庫	麻袋500、縄50、角杭50	第5分団長

3-3 主要河川の警戒水位

	河川名	量水標地点	警戒水位 (m)	水位標地点	備考
1	黒谷川	黒谷	1.20	万歳橋	量水標
2	伊南川	小林	2.50	中ノ橋 右岸下流	
3	伊南川	檜戸	2.70	大和久	量水標
4	叶津川	叶津	1.50	叶津陸橋	量水標
5	蒲生川	蒲生	1.50	蒲生陸橋	量水標
6	野々沢川	小林	1.00	町道小林橋 左岸下流	
7	布沢川	布沢	1.20	高砂橋 橋脚	
8	塩ノ岐川	塩ノ岐	1.40	八幡橋 橋脚	
9	檜戸沢川	檜戸	1.30	花立橋 橋脚	
10	小川沢川	小川	1.20	土橋 橋脚右岸	
11	後田川	福井	1.00	護岸 左岸三面張上流	
12	白沢川	白沢	1.00	護岸 左岸下流法枠上	
13	天堂沢川	白沢	1.00	天堂沢橋 上流落差工	
14	田ノ口沢川	田ノ口	1.00	浅井建設わき 左岸	
15	餅井戸沢	入叶津	1.50	餅井戸橋 橋脚下流	

3-4 水位観測所一覧

(南会津建設事務所管内)

(1) 水防活動に必要とする量水標

番号	河川番号	河川名	量水標の名称	量水標の位置	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	通報先	管理者名	自記普通の別	観測員又は会社名	ホームページ情報提供
4	66	黒谷川	黒谷雨量水位	南会津郡只見町大字黒谷字阿弥陀堂	1.25	2.00	—	南会津建設事務所	南会津建設事務所	テレメータ	山口土木事務所	県のHP
5	65	伊南川	櫛戸水位	南会津郡只見町大字小川字荒井原	1.80	3.50	3.70	南会津建設事務所	南会津建設事務所	テレメータ	山口土木事務所	県のHP

(2) その他の量水標

番号	河川番号	河川名	量水標の名称	量水標の位置	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	通報先	管理者名	自記普通の別	観測員又は会社名	ホームページ情報提供
8	67	伊南川	櫛戸水位ロボット局	南会津郡只見町大字櫛戸	—	—	—	田子倉電力所	電源開発(株)	ロボット	電源開発(株)	
9	72	叶津川	叶津水位ロボット局	南会津郡只見町大字叶津	—	—	—	田子倉電力所	電源開発(株)	ロボット	電源開発(株)	
10	73	蒲生川	蒲生水位ロボット局	南会津郡只見町大字蒲生	—	—	—	田子倉電力所	電源開発(株)	ロボット	電源開発(株)	
13	53	只見川	柴倉橋水位	南会津郡只見町大字只見字新町	—	—	—	山口土木事務所	山口土木事務所	テレメータ	山口土木事務所	県のHP

<http://tadami.gawa.info/index2.php?PID=2>

4 避難に関する資料

4-1 各地区避難所

No.	避難対象集落	名 称	所 在 地	避難対象 人 数	管理者	重要水防区域位置	風水害発生時の使用 可(○) 不可(×)
1	石 伏	宮 渕 集 会 所	石伏字塚ノ下 1399 番地	40	集 落 区 長		×
2	上 町	上 町 集 会 所	只見字岩崎 291 番地の 3	160	集 落 区 長		○
3	原	原 集 会 所	只見字原下 2547 番地	140	集 落 区 長	田ノ口沢	×
4	田中・沖・宮前	只 見 小 学 校	只見字上ノ原 1735 番地の 1	520	学 校 長	伊南川 (館ノ川)	○
5	新 屋 敷	新 屋 敷 集 会 所	只見字新屋敷 1643 番地の 2	120	集 落 区 長		○
6	新 町	新 町 集 会 所	只見字新町 2203 番地の 3	190	集 落 区 長		○
7	叶 津	只 見 小 学 校	只見字上ノ原 1735 番地の 1	60	学 校 長		○
8	入 叶 津	入 叶 津 集 会 所	叶津字入叶津 47 番地の 23	50	集 落 区 長	餅井戸沢 (入叶津)	○
9	八 木 沢	八 木 沢 集 会 所	蒲生字八木沢 4 番地の 1	40	集 落 区 長		○
10	蒲生居平・久保	蒲 生 集 会 所	蒲生字上原 21 番地	110	集 落 区 長	蒲生川	×
11	蒲 生 宮 原	蒲 生 公 民 館	蒲生字宮原 1225 番地	80	集 落 区 長		○
12	寄 岩	寄 岩 集 会 所	寄岩字広田表 71 番地	40	集 落 区 長		×
13	塩 沢 ・ 十 島	塩 沢 集 会 所	塩沢字林崎 1104 番地の 1	80	集 落 区 長	小塩沢川 (塩沢)	○
14	館 ノ 川	館 ノ 川 集 会 所	檜戸字館ノ川 1592 番地の 41	80	集 落 区 長		○
15	黒 沢	黒 沢 集 会 所	黒沢字沖 1 番地	50	集 落 区 長	伊南川 (館ノ川)	×
16	檜 戸 ・ 荒 井 原	檜 戸 集 会 所	檜戸字寺田 307 番地	180	集 落 区 長		○
17	下 福 井	下 福 井 集 会 所	福井字前田 1429 番地	180	集 落 区 長		○

No.	避難対象集落	名 称	所 在 地	避難対象 人 数	管理者	重要水防区域位置	風水害発生時の使用 可(○) 不可(×)
18	小 川	小 川 集 会 所	小川字下村 196 番地	200	集 落 区 長	小川沢川	○
19	上 福 井	上 福 井 集 会 所	福井字前田表 325 番地の 1	170	集 落 区 長	初瀬川	○
20	黒 谷 町	朝日振興センター	黒谷字館 658 番地	160	振興センター長	伊南川	○
21	蓮 の 原	町・蓮の原集会所	黒谷字下ノ宮 19 番地	120	集 落 区 長		×
22	黒谷沖・根木沢	沖・根木沢集会所	黒谷字篠田 1036 番地	180	集 落 区 長	黒谷川	○
23	黒 谷 入	黒 谷 入 集 会 所	黒谷字東山 2966 番地の 283	90	集 落 区 長	大白沢川	○
24	長 浜	長 浜 集 会 所	長浜字大坪 747 番地の 1	230	集 落 区 長	伊南川 (杉沢地区)	○
25	荒 島	荒 島 集 会 所	荒島字居廻 162 番地の 1	30	集 落 区 長		○
26	熊 倉	熊 倉 集 会 所	熊倉字五位田割 283 番地	80	集 落 区 長		○
27	亀 岡	亀 岡 集 会 所	亀岡字山崎 235 番地	70	集 落 区 長		○
28	深 沢	季 の 郷 湯 ら 里	長浜字上平 50 番地	20	支 配 人		×
29	小 林	明和振興センター	小林字上照岡 1300 番地	350	振興センター長	伊南川・野ノ沢川	○
30		小 林 集 会 所	小林字鳥居田 4 番地		集 落 区 長		×
31	梁 取	梁 取 集 会 所	梁取字沖 35 番地の 5	200	集 落 区 長	伊南川 (梁取)	○
32	塩 ノ 岐	塩 ノ 岐 集 会 所	塩ノ岐字柳原 138 番地	110	集 落 区 長	塩ノ岐川	○
33	二 軒 在 家	二 軒 在 家 集 会 所	二軒在家字赤岩 620 番地	100	集 落 区 長	伊南川 (九々生地区)	○
34	大 倉	大 倉 集 会 所	大倉字中地 1761 番地	330	集 落 区 長		○
35	坂 田	坂 田 集 会 所	坂田字仮安平 82 番地の 1	150	集 落 区 長		○
36	布 沢	布 沢 集 会 所	布沢字片道 1145 番地の 1	150	集 落 区 長	布沢川 (夕沢地区)	○

4-2 長期避難所

番号	地区名	名称	所在地	一次収容人数	長期使用可能人数	管理者
1	只見地区	只見振興センター	大字只見字町下 2591 番地の 30	350	100	振興センター長
2		只見小学校体育館	大字只見字上ノ原 1735 番地の 1	500	100	学校長
3		町下町民体育館	大字只見字町下 2591 番地の 30	500	100	教育長
4	朝日地区	朝日振興センター	大字黒谷字館 658 番地	200	100	振興センター長
5		朝日小学校体育館	大字黒谷字九日田 230 番地の 1	500	100	学校長
6		只見中学校体育館	大字黒谷字上野 300 番地	500	100	学校長
7	明和地区	明和振興センター	大字小林字上照岡 1300 番地	250	100	振興センター長
8		明和小学校体育館	大字小林字上照岡 1336 番地	500	100	学校長

4-3 高齢者対象避難所（福祉避難所）

番号	名称	所在地	収容人数	管理者
1	只見町介護老人保健施設 こぶし	長浜字久保田 31 番地	20	施設長
2	朝日診療所	長浜字唱平 60 番地	20	施設長
3	特別養護老人ホーム 只見ホーム	長浜字久保田 1 番地	20	施設長
4	季の郷湯らり	長浜字上平 50 番地	20	支配人

4-4 地震災害時避難場所

番号	地区名	名 称	所 在 地	収容人数	管理者
1	只見地区	只見町下町民広場	只見字町下 2591 番地の 30	1500	教 育 長
2		只見小学校グラウンド	上ノ原 1735 番地の 1	500	学 校 長
3		只見保育所園庭	只見字雨堤 1056 番地の 2	100	保 育 所 長
4		只見高校グラウンド	只見字根岸 2358 番地	300	学 校 長
5	朝日地区	朝日振興センター	黒谷字館 658 番地	200	振興センター長
6		朝日小学校グラウンド	黒谷字九日田 230 番地の 1	500	学 校 長
7		朝日保育所園庭	黒谷字上野 260 番地	100	保 育 所 長
8		只見中学校グラウンド	黒谷字上野 300 番地	500	学 校 長
9	明和地区	明和振興センター	小林字上照岡 1300 番地	250	振興センター長
10		明和小学校グラウンド	小林字上照岡 1250 番地	500	学 校 長
11		明和保育所園庭	小林字七十苺 600 番地	100	保 育 所 長

5 医療救護に関する資料

5-1 医療機関

1 町内の医療機関

施設名	所在地	電話番号	診療科目	医療従事者		病床数
				医師	看護師	
只見町国民健康保険 朝日診療所	長浜字久保田 31	84-2221 (医科)	内科・外科・歯科 整形外科・リハビリテ ーション科	3	10	19
		84-2612 (歯科)				

2 災害拠点病院

(1) 県基幹災害医療センター

施設名	病床数	所在地	電話番号
福島県立医科大学附属病院	778	福島市光が丘1番地	024(547)1111

(2) 県地域災害医療センター

二次医療圏	施設名	病床数	所在地	電話番号
南会津	福島県立南会津病院	100	南会津郡南会津町永田字風下14-1	0241(62)7111

3 その他病院・救急診療所

管轄	名称 (開設者)	所在地	電話番号	病床数
会津保健福祉事務所	福島県立宮下病院	〒969-7511 大沼郡三島町大字宮下字水 尻 1150	(0241)52-2321	55
南会津保健福祉事務所	医療法人 正生会佐藤病院	〒969-5345 南会津郡下郷町大字塩生字 下夕原 1317	(0241)67-2134	38

6 緊急輸送に関する資料

6-1 ヘリコプター臨時離着陸場

平成 26 年 7 月末日現在

番号	名 称	所 在 地	管理者	備 考
1	只見町下町民広場	只見町大字只見字町下 2591-1	教育長	航空法に基づく 場外離着陸場
2	只見小学校グラウンド	只見町大字只見上ノ原 1735-1	学校長	
3	只見中学校グラウンド	只見町大字黒谷字上野 300	学校長	
4	保健福祉センター あさひヶ丘駐車場	只見町大字長浜字久保田 31	町 長	
5	明和小学校グラウンド	只見町大字小林字上照岡 1250	学校長	

6-2 物資受入拠点

番号	名 称	所 在 地	管 理 者
1	只見中学校	只見町大字黒谷字上野 300	学 校 長
2	只見振興センター	只見町大字只見字町下 2591-30	振興センター長
3	明和小学校	只見町大字小林字上照岡 1336	学 校 長

7 災害危険箇所に関する資料

7-1 地すべり危険箇所

番号	箇所名	水系名	河川名	溪流名	所在地	
					大字	字
1	八乙女	阿賀野川	伊南川	塩ノ岐川	塩ノ岐	上八乙女
2	塩ノ岐	阿賀野川	伊南川	塩ノ岐川	塩ノ岐	上八乙女
3	野々沢	阿賀野川	伊南川	野々沢	小林	上川原
4	夕沢	阿賀野川	伊南川	布沢川	布沢	夕沢
5	浮島	阿賀野川	伊南川	布沢川	布沢	片道

7-2 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

番号	箇所名	所在地	
		大字	字
1	岩下	二軒在家	岩下
2	下ノ山	小林	下ノ山

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

番号	箇所名	所在地	
		大字	字
1	赤沢B	只見	赤沢
2	沼頭	黒沢	沼頭
3	上方	黒沢	上方
4	野々沢	梁取	野々沢
5	御東	梁取	御東
6	石仏	塩ノ岐	石仏
7	西芦沢	塩ノ岐	西芦沢
8	白沢	黒谷	白沢
9	阿弥陀堂	黒谷	阿弥陀堂
10	浮島	布沢	浮島
11	赤沢A	只見	赤沢
12	上川原A	小林	上川原

7-3 急傾斜地の崩壊警戒区域

番号	区域名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類	所在地	
				大字	字
1	沼頭	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	黒沢	沼頭
2	下ノ山	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	小林	上照岡
3	赤沢A	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	只見	赤沢
4	赤沢B	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	只見	赤沢
5	岩下1	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	二軒在家	鳥喰
6	岩下2	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	二軒在家	鳥喰

7-4 土石流危険溪流

土石流危険溪流 I

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	
					大字	字
1	60367A0041	阿賀野川	布沢川	南上糸沢	坂田	篠輪
2	60367A0044	阿賀野川	布沢川	丈江沢	布沢	仲平
3	60367A0045	阿賀野川	布沢川	又白浜	布沢	寺沢
4	60367A0047	阿賀野川	伊南川	白沢川	小林	上平
5	60367A0049	阿賀野川	伊南川	上川原沢 2	小林	上川原
6	60367A0050	阿賀野川	伊南川	野々沢川	小林	上川原
7	60367A0051	阿賀野川	伊南川	上川原沢	小林	上川原
8	60367A0001	阿賀野川	只見川	林崎沢	塩沢	林崎
9	60367A0002	阿賀野川	只見川	居平沢	寄岩	居平
10	60367A0003	阿賀野川	只見川	糸沢	寄岩	寄岩
11	60367A0004	阿賀野川	只見川	八木沢沢	蒲生	八木沢
12	60367A0005	阿賀野川	只見川	糸沢	蒲生	八木沢
13	60367A0006	阿賀野川	只見川	井戸上沢	叶津	入叶津
14	60367A0007	阿賀野川	只見川	餅井戸川	叶津	入叶津
15	60367A0008	阿賀野川	只見川	下八木沢 2	蒲生	下八木沢
16	60367A0009	阿賀野川	只見川	下八木沢	蒲生	下八木沢
17	60367A0010	阿賀野川	只見川	根岸沢川	只見	新町
18	60367A0011	阿賀野川	只見川	宮ノ沢	只見	上ノ原
19	60367A0012	阿賀野川	伊南川	沼頭沢	黒沢	沼頭
20	60367A0013	阿賀野川	伊南川	二本柳沢	檜戸	二本柳
21	60367A0018	阿賀野川	伊南川	五百刈沢	福井	五百刈
22	60367A0019	阿賀野川	伊南川	大畑沢	福井	上福井
23	60367A0020	阿賀野川	伊南川	長沢	黒谷	玉島
24	60367A0021	阿賀野川	黒谷川	前沢	黒谷	上川原
25	60367A0022	阿賀野川	黒谷川	天堂沢	黒谷	白沢

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	
					大字	字
26	60367A0024	阿賀野川	黒谷川	倉谷沢	黒谷	倉谷
27	60367A0025	阿賀野川	伊南川	芦ノ沢	長浜	長浜
28	60367A0026	阿賀野川	伊南川	井戸沢	荒島	荒島
29	60367A0027	阿賀野川	伊南川	長浜沢川	長浜	川除
30	60367A0031	阿賀野川	伊南川	唐沢川	大倉	礼堂
31	60367A0033	阿賀野川	伊南川	小前沢	大倉	前沢口
32	60367A0034	阿賀野川	布沢川	打杭沢	坂田	打杭
33	60367A0035	阿賀野川	布沢川	沢入沢	坂田	山下
34	60367A0039	阿賀野川	布沢川	原沢	坂田	原
35	60367A0052	阿賀野川	塩ノ岐川	二軒在家沢	二軒在家	岩下
36	60367A0054	阿賀野川	塩ノ岐川	宮ノ沢	塩ノ岐	下八乙女
37	60367A0057	阿賀野川	塩ノ岐川	糸沢	塩ノ岐	間丸貝
38	60367A0058	阿賀野川	伊南川	竈岩沢	梁取	御東
39	60367A0059	阿賀野川	伊南川	別当沢川	梁取	御東
40	60367A0061	阿賀野川	只見川	田ノ口沢	只見	田ノ口
41	60367A0062	阿賀野川	只見川	畑沢	只見	田ノ口
42	60367A0064	阿賀野川	只見川	小赤沢	只見	赤沢
43	60367A0068	阿賀野川	只見川	宮淵沢	石伏	下宮淵
44	60367A0069	阿賀野川	伊南川	小畑沢	福井	福井

土石流危険渓流Ⅱ

番号	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	
					大字	字
1	60367B0028	阿賀野川	伊南川	宮ノ前沢	熊倉	宮ノ前
2	60367B0030	阿賀野川	伊南川	千石沢	亀岡	新田
3	60367B0032	阿賀野川	伊南川	上田沢	大倉	上田
4	60367B0036	阿賀野川	布沢川	山下沢	坂田	山下
5	60367B0037	阿賀野川	布沢川	向平沢	坂田	向平
6	60367B0038	阿賀野川	布沢川	仮安平沢	坂田	仮安平
7	60367B0040	阿賀野川	布沢川	仲村沢	坂田	仲村
8	60367B0042	阿賀野川	布沢川	御輪沢	坂田	御輪
9	60367B0053	阿賀野川	塩ノ岐川	山崎沢	亀岡	山崎
10	60367B0055	阿賀野川	塩ノ岐川	西芦沢沢	塩ノ岐	西芦沢
11	60367B0056	阿賀野川	塩ノ岐川	東芦沢	塩ノ岐	東芦沢
12	60367B0063	阿賀野川	只見川	御東沢	只見	御東
13	60367B0014	阿賀野川	伊南川	椿沢	小川	肘折
14	60367B0015	阿賀野川	伊南川	肘折沢	小川	荒井原
15	60367B0016	阿賀野川	伊南川	大金沢	黒谷	倉谷
16	60367B0023	阿賀野川	黒谷川	倉谷沢2号	黒谷	倉谷

7-5 土石流警戒区域

番号	区域名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類	所在地	
				大字	字
1	井戸沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	荒島	居廻
2	宮渚沢	土石流	警戒区域	石伏	下宮渚
3	小前沢	土石流	警戒区域	大倉	前沢
4	唐沢川	土石流	警戒区域	大倉	田向
5	宮の沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	叶津	下八木沢
6	三十苅沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	叶津	下八木沢
7	井戸上沢	土石流	警戒区域	叶津	入叶津
8	糸沢	土石流	警戒区域	蒲生	八木沢
9	八木沢沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	蒲生	八木沢
10	沼頭	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	黒沢	沼頭
11	沼頭沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	黒沢	沼頭
12	長沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	黒谷	玉島
13	前沢	土石流	警戒区域	黒谷	川代田
14	倉谷沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	黒谷	倉谷
15	天堂沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	黒谷	白沢
16	下ノ山	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	小林	上照岡
17	白沢川	土石流	警戒区域	小林	上照岡
18	上川原沢	土石流	警戒区域	小林	上川原
19	上川原沢2号-1	土石流	警戒区域	小林	上川原
20	上川原沢2号-2	土石流	警戒区域	小林	上川原
21	野々沢	地滑り	警戒区域	小林	上川原
22	野々沢川1	土石流	警戒区域	小林	上川原
23	野々沢川2	土石流	警戒区域／特別警戒区域	小林	上川原
24	野々沢川3	土石流	警戒区域	小林	上川原
25	野々沢川4	土石流	警戒区域／特別警戒区域	小林	上川原
26	野々沢川5	土石流	警戒区域／特別警戒区域	小林	上川原
27	原入沢	土石流	警戒区域	坂田	原

番号	区域名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類	所在地	
				大字	字
28	布沢川	土石流	警戒区域	坂田	山下
29	南上井沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	坂田	篠輪
30	打杭沢	土石流	警戒区域	坂田	大坪
31	小塩沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	塩沢	林崎
32	糸沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	塩ノ岐	間丸貝
33	塩の岐	地滑り	警戒区域	塩ノ岐	上八乙女
34	宮の沢	土石流	警戒区域	塩ノ岐	上八乙女
35	八乙女	地滑り	警戒区域	塩ノ岐	上八乙女
36	宮の沢	土石流	警戒区域	只見	上ノ原
37	根岸沢	土石流	警戒区域	只見	新町
38	しだみ沢	土石流	警戒区域	只見	赤沢
39	小赤沢	土石流	警戒区域	只見	赤沢
40	赤沢 A	急傾斜地の崩壊	警戒区域	只見	赤沢
41	赤沢 B	急傾斜地の崩壊	警戒区域	只見	赤沢
42	田ノ口沢	土石流	警戒区域	只見	田ノ口
43	畑沢	土石流	警戒区域	只見	田ノ口
44	芦ノ沢 1	土石流	警戒区域	長浜	居廻
45	芦ノ沢 2	土石流	警戒区域	長浜	居廻
46	長浜沢	土石流	警戒区域	長浜	長浜
47	中ノ沢	土石流	警戒区域	檜戸	二本柳
48	岩下 1	急傾斜地の崩壊	警戒区域	二軒在家	鳥喰
49	岩下 2	急傾斜地の崩壊	警戒区域	二軒在家	鳥喰
50	二軒在家沢	土石流	警戒区域	二軒在家	鳥喰
51	小畑沢	土石流	警戒区域	福井	久保田
52	初瀬川	土石流	警戒区域	福井	曲戸
53	宮の沢	土石流	警戒区域	福井	五百苅

番号	区域名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類	所在地	
				大字	字
54	又白沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	布沢	沢田
55	大江沢	土石流	警戒区域	布沢	仲平
56	浮島	地滑り	警戒区域	布沢	片道
57	夕沢	地滑り	警戒区域	布沢	夕沢
58	寺沢	土石流	警戒区域	梁取	御東
59	別当沢川	土石流	警戒区域	梁取	御東
60	糸沢	土石流	警戒区域	寄岩	居平
61	居平沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	寄岩	沼田

7-6 雪崩危険箇所

雪崩危険箇所Ⅰ

番号	箇所名	所在地	
		大字	字
1	八木沢(2)	蒲生	八木沢
2	後山	只見	後山
3	上の山	黒沢	上方
4	亀岡後山	亀岡	山添
5	小林	小林	上照岡
6	唱平(2)	長浜	居廻
7	二軒在家	二軒在家	岩下

雪崩危険箇所Ⅱ

番号	箇所名	所在地	
		大字	字
1	塩沢(2)	塩沢	上ノ台
2	塩沢(3)	塩沢	上ノ台
3	寄岩	寄岩	居平
4	八木沢(1)	蒲生	上ノ台
5	仮安	坂田	向平
6	柳原(1)	塩ノ岐	西芦沢
7	柳原(2)	塩ノ岐	東芦沢

8 危険物施設数

平成25年3月31日現在

区分	合計	製造所	貯蔵所								取扱所				
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク所	屋内タンク所	地下タンク所	簡易タンク所	移動タンク所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売所	第二種販売所	一般取扱所
数	47		28	2	2	1	14		9		19	9			10

9 ダム放流時の通報並びに住民への周知等に関する協定書

ダム放流時の通報並びに住民への周知等に関する協定書

福島県只見町長(以下「甲」という。)と電源開発株式会社東日本支店長(以下「乙」という。)は、平成23年7月新潟・福島豪雨災害を踏まえ、ダム情報および水文情報の通報並びに住民への周知等に関し次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、降雨出水等における洪水被害軽減のため、甲乙が協力して住民の生命・財産の安全・安心を確保するため、相互の役割を示すことを目的とする。

(情報の収集等)

第2条 甲は、雨量、河川水位等の水防活動に必要な情報を収集するものとする。
2 乙は別に定める確認書に従い甲に通報等により情報を提供する。

(周知等)

第3条 甲は、「只見町水防計画」「只見町地域防災計画」に基づく情報または避難等の指示等を周知する。
2 乙は、ダム放流時において、別に定める確認書の基準に従い乙の施設または甲の防災行政無線を用いて注意喚起を行う。

(細目)

第4条 この協定を実施するために必要な細目事項については、甲の防災担当部門と乙の田子倉電力所で協議して定めるものとし、確認書により相互に確認する。

(協定の変更等)

第5条 この協定に定めのない事項、又はこの協定を変更する必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成24年 6月25日

甲 福島県只見町長

目黒吉久



乙 電源開発株式会社 東日本支店長

大倉雅彦



10 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般国道										福島県南会津建設事務所									
図面 対照 番号	路線名	担当 事務所	規制区間		交通 台/日	規制基準		気象観測所	危険内容	迂回路	道路 情報 板	前年度		指定	備考				
			自	延長		規制基準値(mm)						通行実績							
			至	(km)		時間雨量	時間雨量					回数	延時間			年度	遮断装置		
13	252号	山口土木事務所	南会津郡只見町大字田子倉字鬼面山	14.4	937	なし	120	只見地域気象観測所(気)	落石崩壊	なし	A-1	2	83.8	S46	冬期通行止				
			南会津郡只見町大字石伏字上宮淵					要害山雨量観測所(河)	岩石崩壊		C-2				要対策N=9				
17	289号	山口土木事務所	南会津郡只見町大字叶津字木之根山	1.9	523	なし	120	只見地域気象観測所(気)	落石崩壊	なし	C-1	1		S46					
			南会津郡只見町大字叶津字入叶津					要害山雨量観測所(河)	岩石崩壊						要対策N=2				
国道計			2区間	16.3								1	2	83.8					
道路種別 一般県道(一般都道、一般道道、一般府道)																			
図面 対照 番号	路線名	担当 事務所	規制区間		交通 台/日	規制基準		気象観測所	危険内容	迂回路	道路 情報 板	前年度		指定	備考				
			自	延長		規制基準値(mm)						通行実績							
			至	(km)		時間雨量	時間雨量					回数	延時間			年度	遮断装置		
110	小林会津宮下(停)線	山口土木事務所	南会津郡只見町大字布沢字夕沢	3.1	367	なし	120	黒谷雨量観測所(河)	落石崩壊	なし				H10	冬期通行止				
			南会津郡只見町大字布沢字深渡戸					南郡地域気象観測所(気)	岩石崩壊						要対策N=4				
132	布沢横田線	宮下土木・山口土木	南会津郡只見町大字布沢字松坂山	12.3	339	なし	120	黒谷雨量観測所(河)	落石崩壊	なし	C-1			S49	冬期通行止				
			大沼郡金山町大字横田字大曾根					南郡地域気象観測所(気)	雪崩						要対策N=7				
135	小林館ノ川線	山口土木事務所	南会津郡只見町大字亀岡字後山	0.6	738	なし	120	黒谷雨量観測所(河)	落石崩壊	(国)289号		1	5.7	H10	冬期通行止				
			南会津郡只見町大字亀岡字後山												要対策N=3				
一般県道計			3区間	16.0								0	1	5.7					

11 洪水（土砂災害）ハザードマップ